

J R 東海労
大二運分会

交差点

No. 205
2008年9月26日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

ボーナスカットⅡ裁判

大阪高裁の不当判決に抗議する！

9月25日、大阪高等裁判所第13民事部は、平成19年（ネ）第3053号損害賠償事件（ボーナスカットⅡ裁判）に対して、原審である大阪地方裁判所の判決にさらに輪をかけた不当な判決を下しました。

この裁判は平成16年5月21日に大一両分会の5名の組合員と大二運輸所分会の9名の組合員が原告となり、恣意的な判断によりボーナス・昇給をカットされたことに対して、ボーナスカット理由の報告者である管理者36名（大二運輸所管理者26名）を被告として名指しで訴えたものでした。

その裁判の中で、被告の管理者を法廷に出廷させ、管理者自ら行ってきた不当労働行為を言わせしめてきました。その意味では、今回の法廷闘争は組織破壊攻撃の担い手である管理者を断じて許さない闘いとして闘い抜いてきました。

今回、大阪高裁の不当判決に対して、新幹線関西地本主催で不当判決抗議集会を開催し、その中で「デタラメな報告を行い組織破壊攻撃の担い手の管理者を絶対に許せない」「今日まで闘い抜いた意義と成果を確認できた」と全体で確認しました。

**会社からの組織破壊攻撃を粉碎するために
さらに職場から闘い抜こう！**

私たちは、今後も会社のボーナスカットを手段にした組織破壊攻撃に、管理者の「やり得」を許さず、職場から反撃の闘いを押し進めていきます。